

## ひだまりの里 訪問リハビリ 料金表

1. 基本料金	単位	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費用 1回 (20分)	308	325 円/日	650 円/日	975 円/日
訪問リハビリテーション費用 2回 (40分)	616	650 円/日	1300 円/日	1950 円/日
訪問リハビリテーション費用 3回 (60分)	924	975 円/日	1950 円/日	2924 円/日
介護予防訪問リハビリテーション費用 1回 (20分)	298	314 円/日	629 円/日	943 円/日
介護予防訪問リハビリテーション費用 2回 (40分)	596	629 円/日	1258 円/日	1886 円/日
介護予防訪問リハビリテーション費用 3回 (60分)	894	943 円/日	1886 円/日	2830 円/日
2. 加算料金・減算料金	単位	1割負担	2割負担	3割負担
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	180	190 円/月	380 円/月	570 円/月
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	213	225 円/月	449 円/月	674 円/月
事業所の医師が利用者又は家族に説明し、利用者の同意をえた場合	270	285 円/日	570 円/日	855 円/日
短期集中リハビリテーション加算	200	211 円/日	422 円/日	633 円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240	253 円/日	506 円/日	760 円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6	6 円/回	13 円/回	19 円/回
移行支援加算	17	18 円/日	36 円/日	54 円/日
医師が計画書作成に関わる診療を行わなかった場合	△50	△53 円/回	△106 円/回	△158 円/回
要支援のみ利用開始の属する月から 12 ヶ月を超えた場合減算(要件を満たさない場合)	△30	△32 円/日	△63 円/日	△95 円/日
退院時共同指導加算	600	633 円/日	1266 円/日	1899 円/日

※2024 年 6 月 1 日現在の介護報酬に基づく金額となっております。

※注 1:利用者毎の訪問リハビリテーション計画を定期的に評価・見直しし、介護支援専門員を通じてサービス提供者に対し、日常生活の留意点や介護の工夫の情報を伝達した場合に加え、3月に1回以上、利用者毎にリハビリテーション会議を開催し、訪問リハビリテーション計画を見直し、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者又は身元引受人に対して説明した場合に算定(要介護のみ)。

※注 2:※注 1 に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出し、情報を適切かつ有効な実施に活用した場合に算定(要介護のみ)。

※注 3:医師が利用者又は身元引受人に対して説明して同意を得た場合に算定(要介護のみ)。

※注 4:要介護認定日又は退院(退所)日から起算して3月以内に、訪問リハビリテーションを集中して行った場合に1日あたり1回算定。

※注 5:要介護認定日又は退院(退所)日から起算して3月以内に、認知症のある利用者に対して生活機能改善を見込める訪問リハビリテーションを集中して行った場合に1週間に2日を限度として算定。

※注 6:勤続年数7年以上の理学療法士等が1名以上配置されている場合、1回につき1回算定。

※注 7:利用者の ADL・IADL が向上し、利用者の社会参加を支援する等質の高い訪問リハビリテーションを提供する事業所を評価するもの(要介護のみ)。

※注 8:リハビリテーション計画の作成にあたって事業所医師が診療しなかった場合に減算。

※注 9:利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合かつ要件(3月に1回以上のリハ会議の開催及び利用者毎のリハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出)を満たさない場合に減算。

※注 10:退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行い、その後訪問リハビリテーションを行った場合に当該退院につき1回に限り算定。

※注 11:業務継続計画(BCP)を策定していない場合に減算。

※注 12:虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算。